

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

| | | 資料番号 | | 3 4 | | 担当課 | | 薬務衛生課 | |
|--|-----|------|-----|--------------|----------|-----|--|-------|--|
| 法令名 | 温泉法 | 根拠条項 | 1 2 | 不利益処 分の種類 | 温泉採取制限命令 | | | | |
| ○温泉法 (昭和二十三年法律第百二十五号) (温泉の採取の制限に関する命令) 第十二条 都道府県知事は、温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者 に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。 (聴聞の特例) 第三十三条 都道府県知事は、第九条第二項 (第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、 第十二条、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続 法 (平成五年法律第八十八号) 第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、 聴聞を行わなければならない。 2 第九条 (第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十二条、第十四条の九又は第三 十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。 | | | | | | | | | |